電気通信大学大学院情報システム学研究科専攻会議内規

平成11年 1月21日 改正 平成16年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成28年 3月23日

(設置)

第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科(以下「研究科」という。)に、各専攻内の教育研究、管理運営に関する審議を行うため、電気通信大学大学院情報システム学研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 専攻会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 各専攻内の教育研究及び管理運営に関すること。
 - (2) 研究科教授会、研究科専攻主任会議及び研究科内の委員会等からの付託案件に関すること。
 - (3) その他専攻会議が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

- 第3条 専攻会議は、各専攻毎に、当該専攻の次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 当該専攻の教員
 - (2) その他専攻会議が必要と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、専攻会議が必要と認めた場合は、審議案件に応じ構成員を特定することができるものとする。

(議長)

- 第4条 専攻主任は、専攻会議を招集し、その議長となる。
- 2 専攻主任に事故あるときは、あらかじめ専攻主任が指名した者が議長を代行する。 (構成員以外の者の出席)
- 第5条 議長は、必要に応じ構成員以外の者を会議に出席させることができる。 (事務)
- 第6条 専攻会議の事務は、各専攻において行う。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、専攻会議に関し必要な事項は、専攻会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成11年1月21日から施行する。

附即

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年4月1日から施行する。